

◎ 国有財産法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第一章～第四章 〔略〕</p> <p>第五章 雑則（第三十九条―第四十二条）</p> <p>附則</p> <p>第五章 雑則</p> <p>（国有財産取得処分表の公表）</p> <p>第三十九条 各省各庁の長は、毎会計年度、当該年度において行つたその所管に属する国有財産である土地又は建物の取得（買入れ又は交換によるものに限る。以下この条において同じ。）又は処分（売却、交換又は譲与によるものに限る。以下この条において同じ。）につき、次に掲げる事項を記載した国有財産取得処分表を作成し、翌年度七月三十一日までに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>一 取得又は処分をした年月日</p> <p>二 取得又は処分の方法の区別（買入れによる取得、交換による取得、売却による処分、交換による処分又は譲与による処分の別をいう。）</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第四章 〔略〕</p> <p>第五章 雑則（第三十九条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>第五章 雑則</p> <p>〔新設〕</p> |

三 取得又は処分をした土地又は建物の区分（土地又は建物の別をいう。）及び当該土地又は建物の所在、面積その他の当該土地又は建物を識別するために必要な事項として政令で定める事項

四 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める事項

イ 買入れによる取得又は売払いによる処分をした場合 買入れ又は売払いをした土地又は建物の代金

ロ 交換による取得又は処分をした場合 取得をした土地若しくは建物との交換により処分をした財産又は処分をした土地若しくは建物との交換により取得をした財産の区分（土地、建物又はその他の財産の別をいう。）及び当該財産の所在、面積その他の当該財産を識別するために必要な事項として政令で定める事項並びに交換差金がある場合にあつては、交換差金を支払つたか又は受けたかの別及びその額

第四十条～第四十二条 〔略〕

第三十九条～第四十一条 〔略〕